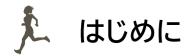
大阪マラソン EXPO 2024 よる

出 展 案 内

開催期間 2024年2月23日(金・祝)・24日(土)

開催会場インテックス大阪

主 催 大阪マラソン組織委員会







大阪マラソン2024 ~OSAKA MARATHON 2024~(第12回大阪マラソン)は、 2024年(令和6年)2月25日(日)大阪の名所を舞台に開催します。



『大阪マラソンEXPO2024』は、2024年(令和6年)2月23日(金・祝)、24日(土)の2日間、 ランナー受付会場の大阪南港・インテックス大阪にて開催します。

2024ではより盛り上がりを演出したいと考え、「めっちゃええやん!大阪マラソンEXPO」と題し、大 阪でマラソンから届ける大阪都市魅力を発信する新たな大阪マラソンEXPO2024にご期待ください。

様々なジャンルの企業や団体の皆さまによる「大阪マラソンEXPO 2024」へのご参加を、心よりお待 ち申し上げます。

2023年9月吉日 大阪マラソン組織委員会



大阪マラソンEXPO2024の魅力

SAKA 2024

コース連動:大阪魅力 ゾーニング

めっちゃええやん!を彷彿させる仕掛けのひとつとして、コース上のランドマークをゾーン名として設定。 EXPO会場の各ゾーンを回遊することで、コースを再認識していただきます。

各ゾーン名







ZONE2



ZONE 3



ZONE4



ZONE5

大阪魅力の発信と賑やかし

コース連動の大阪魅力ゾーニング以外にも「食いだおれの街 おおさか」「笑いの街 大阪の魅力」「おおさかのエンタメ」で盛上げ、大阪の魅力を発信! さらに大きな賑やかしのため【みんなで作ろう! option協賛企画】にご賛同頂ければ「チンドン屋」「七色提灯」「等身大フォトパネル」で出展各社の企業アピールを強化できます。





おおさかのエンタメ

※画像はすべてイメージです。

【みんなで作ろう!option協賛企画】

自社ブースへの集客に貢献、会場の盛り上げにも貢献! 各企画・規定口数以上のoptionご協賛が集まった時点で実現とさせていただきます。 是非、ご賛同よろしくお願いいたします。

協賛企画 A



賑やかし隊 「チンドン屋」 協賛企画 B



エントランスを彩る! 「七色提灯」 協賛企画 C



大阪著名人が応援する 「等身大フォトパネル」





開催名称

大阪マラソンEXPO2024

会

場

インテックス大阪 1号館・2号館

(〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-5-102)

http://www.intex-osaka.com/jp/

※出展お申込み数により、規模を拡大して展開をする場合があります。

会 期

2024年(令和6年)2月23日(金·祝)~24日(土)

11:00~20:00(19:30最終入場)

※ 設営・準備は、一部の大型ブース以外を除き、2月22日(木)を想定しています。

入 場

無料

来 場 者

参加ランナー34,000人とその同伴者

参考数:2019年実績

金・土の2日間で約50,000人

会場構成



東ゲート

同 日 開 催

ランナー受付

2月23日(金·祝)~24日(土)11:00~19:30

(19:30最終受付)

主 催

大阪マラソン組織委員会

オフィシャルHP

https://www.osaka-marathon.com/



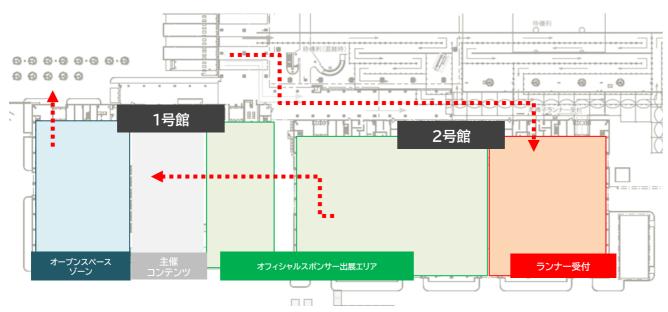


展示エリア 構成



会場構成(予定)

•••▶ 来場者動線



- ※出展お申込み数により、規模を拡大して展開をする場合があります。
- ※ 全ての来場者がブースの前を通過する一筆書きの導線となるようにレイアウトさせていただく予定です

ランナーエリア

ランナー受付(2号館予定)

「大阪マラソン」のランナーの出走受付を、 大阪マラソンEXPOの開催と同日で実施します。

展示エリア

オープンスペースゾーン(1号館予定)

【出展対象者】

オフィシャルスポンサー以外の一般申し込みの出展社 このゾーンでの出展に関しては、同業他社の競合排除 は行いません。

このゾーンでの『大阪マラソン』の呼称及びロゴマークなどの使用はできません。(『大阪マラソン

EXPO2024』の呼称及びロゴマークは使用可能)

展示エリア

オフィシャルスポンサーゾーン

(2号館予定)

【出展対象者】

大阪マラソンの協賛社・共催社など、大阪マラソンの 関係団体が出展するゾーン。

※ このゾーンでは、大阪マラソンの協賛社の契約カテゴリーと バッティングする内容のブース展開を行うことはできません。

- ※ オフィシャルスポンサーゾーン及びオープンスペースゾーンは、「大阪マラソンEXPO 2024」の盛り上げにご協力くださる、幅広いジャンルの企業・団体の出展が数多く展示されます。
- ※ オフィシャルスポンサーゾーン及びオープンスペースゾーンでは、その場での商品販売も可能です。
- ※ 出展社の展示ブース以外に、主催者の企画・展示コーナーなどを設置させていただく予定です。
- ※ ランナー受付やオフィシャルスポンサーゾーン及びオープンスペースゾーンのレイアウトは今後の調整により変更 となる場合があります。

出 展 条 件

ランニングスポーツ関連又は大阪のシティプロモーションに寄与する 製品・サービス・出版物等を取り扱う企業及び団体等



小間ブース詳細



出 展 料

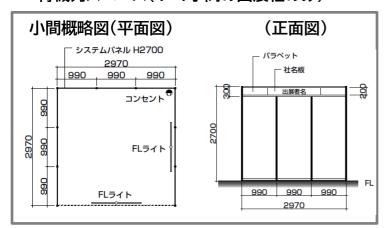
1小間:400,000円(税別、消費税10%)

● 2コマ以上の購入者を対象に割引をさせていただきます。 ※11小間以上の料金については、出展事務局へお問い合わせください。

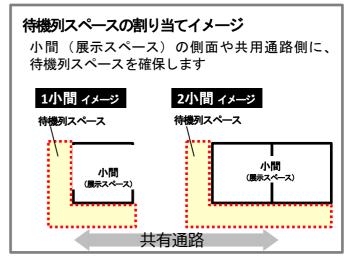
ブースサイズ

1小間:3m×3m(9㎡)

+待機列スペース(1~4小間の出展社のみ)



	出展料金(税別)	合計料金(税別)
1 小間	¥400,000	¥400,000
2小間	¥395,000	¥790,000
3小間	¥390,000	¥1,170,000
4小間	¥385,000	¥1,540,000
5小間	¥380,000	¥1,900,000
6小間	¥375,000	¥2,250,000
7小間	¥370,000	¥2,590,000
8小間	¥365,000	¥2,920,000
9小間	¥360,000	¥3,240,000
10小間	¥355,000	¥3,550,000



- 1小間~4小間をお申し込みの出展社には、出展小間の「展示スペース(1小間につき9㎡)」に加え、「待機列スペース」を 提供します。待機列スペースとする敷地の位置や広さは、出展会場全体のレイアウトやブースの設置状況により調整します。 ※ 5小間以上をお申し込みの出展社については、別途調整させていただきます。
- すべての造形物や展示物・販売物・のぼりなどの装飾物は、「展示スペース内」に設置してください。
- 「待機列スペース」はブースへの訪問者を整理・整列させるための資機材(チェーンポール・カラーコーン&バー等)の設置の みが認められます。造形物や展示物・販売物・のぼりなどの装飾物を拡大して設置することは禁止します。
- 同一出展社が2小間以上を連続して使用するときは、その小間の間には仕切りを設けません。
- 隣接小間のない単独小間に関しては、原則として「敷地渡し」とします。「敷地渡し」小間の場合も、来場者導線を平等に保つ ための基礎パネル壁面が設置される場合がありますが、その壁面は開放することができません。
- 角小間の通路側には「基礎パネル」は設置しません。
- 複数小間をお申し込みの場合の出展ブースの形状は、会場構成の都合上、1辺が3mの倍数にならない場合があります。

出展料に含まれるもの(付帯設備)

1小間につき、下記の付帯設備をご用意します。

- ▶ 側面及び背面のシステムパネル・パラペット
- 社名版(1社につき1枚とさせていただきます)
- ▶ 蛍光灯×2灯
- > コンセント(2口)×1箇所・・・1kw/100V
- ※ 上記以外の展示台、机、イス、待機列用の資機材等は出展品の展示方法にあわせて、出展社にてご用意ください。
- ※ 追加で電気や照明をご利用になる場合は、別途電気使用料と幹線工事費用及び小間内配線工事費用がかかります。
- ※ 付帯設備を使用しない場合でも出展料は変わりません。
- ※ 付帯設備の電気供給において、ブレーカー渡しを希望される場合は、蛍光灯・コンセントはつきません。



みんなで作ろう!option協賛企画 A

賑やかし隊「チンドン屋」 10口以上で実現!

OSAKA 2024



協 賛 費

協賛 1口:50,000円 (税別、消費税10%)

- 本企画は10口以上が集まった時点で成立し、上限32口までとなります。
- 不成立の場合は12月上旬予定の「出展料請求」までにお知らせいたします。
- EXPO出展社限定、先着優先とさせて頂き、売り切れ次第、受付は終了となります。

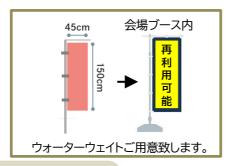
賑やかし隊「チンドン屋」

派手な衣装で鉦(かね)や太鼓を打ち鳴らし、道行く人の注目を集める「チンドン屋」。レトロなメディアとして全国で親しまれているが、発祥は江戸末期の大阪・千日前とされる。 道頓堀に並ぶ看板と同様に「大阪らしさ」も感じさせるチンドン屋。

EXPO開場時間: 11:00~20:00(19:30最終入場) 2日間のうち、【12:00】から、2時間ごとに30分かけて会場内、ランナー受付の待機列を回遊して、1日4回、2日間合計8回、会場を盛り上げます。 <1> 12:00~12:30 <2> 14:00~14:30 <3> 16:00~16:30 <4> 18:00~18:30

- ① サンプリング (A4チラシ or ノベルティ) 【限定16口】 会場内お客様に声掛けしながらスタッフ1名が1種を配布。
- ② 太鼓前 (B2ポスター) 【限定8口】 チンドン屋の「顔」太鼓の前面に1枚ポスターを掲出。
- ③ 手持ちのぼり【限定8口】 掲げて目立つ「のぼり」に社名などを掲出。会場内再利用可能。

(合計32口)





※画像はすべてイメージです。

協賛にあたり必要なご納品物

ご協賛と共に、【2024年1月17日(水)迄】に、下記のご納品をお願いいたします。 ご納品先:大阪マラソンEXPO出展事務局

▶ 【入稿データ】又は【印刷物】 ①A4 ②B2 ③450×1500mm

- ※ 新規でのデザイン制作をご要望の場合、「大阪マラソンEXPO出展事務局」までご相談ください。(製作費別途)
- ※ 事前に確認が必要です。 「確認用カンプ」「写真データ」などで事務局あてにメールなどにて、ご送付下さい。
- ※ 本大会やEXPOの規定に沿わない内容・表現がある場合は、内容の修正をご依頼する場合もございます。

▶ 【配布物】

- ※ 新規での制作をご要望の場合、「大阪マラソンEXPO出展事務局」までご相談ください。
- ※ 1個3辺合計右記:100g以内、1口1回分は容積 40ℓカゴに収まる分量を上限とします。 (段ボール:宅配便100サイズ W8ポケットティッシュ約400個分)
- ※ 複数種類ある場合は、PP袋などでアセンブリし、上記サイズに収まるようにして下さい。
- ※ 食品の場合は、個別包装がされており、食品衛生法の基準を満たしているものに限ります。
- (「出展規約16食品衛生関係」をご確認ください。)





【「口上」フレーズ】

- ※ リクエスト・オーダーがある場合、お客様への声掛けの「フレーズ」を、①②③それぞれのスタッフが行います。
- ※ オーダーがある場合は、「ロ上フレーズ」を50文字以内で、大阪マラソンEXPO出展事務局までメールでお伝えください。



みんなで作ろう! option協賛企画 B

SAKA 2024

エントランスを彩る!!「七色提灯」 10口以上で実現!

協 賛 費

協賛 1口:70,000円 ※7個セット (税別、消費税10%)

- 本企画は 10口以上 が集まった時点で成立し、上限 40口までとなります。
- 一口につき、7色×1セットの計7個の提灯を制作・掲示いたします。
- 不成立の場合は12月上旬予定の「出展料請求」までにお知らせいたします。
- EXPO出展社限定、先着優先とさせて頂き、売り切れ次第、受付は終了となります。

名入れ七色提灯

※制作には約2カ月の期間が必要です。

大阪では、岸和田市で行われるお祭りで、地元の間では「旧市の祭り」と呼ばれ、協賛者名入りの提灯などが作成されます。「だんじり」と呼ばれる山車が大きく方向転換する「やりまわし」江戸時代に岸和田藩主であった岡部長泰が五穀豊穣を願ってはじめた催しが発祥であるとされています。またその後、町方の茶屋新右衛門が「提灯を掲げたい」と藩主に願い出ました。そのため現在でも「神灯」と呼ばれるオリジナル製作の祭ちょうちんが輝くことで知られる催しとなっています。

ランナー受付のエントランスに掲示することで、入場と同時にお祭りの雰囲気を感じられるだけでなく、 協賛社様の認知拡大・集客促進に貢献します。

EXPO開場時間: 11:00~20:00(19:30最終入場) 2日間、終日掲出します。

- ※最終の口数により装飾のレイアウトが変更する場合がございます。
- ※提灯の掲示場所のご指定は対応いたしかねます。

■展開イメージ

55cm(弦を含まない)

サイズ:9号長/九長 材質:和紙 製作方法:特殊フルカラー印刷 上下枠:樹脂輪

協賛にあたり必要なご納品物

ご協賛と共に、【2023年12月中旬迄】に、下記のご納品をお願いいたします。 ご納品先:大阪マラソンEXPO出展事務局

▶ 【入稿データ】企業名をイラストレーターデータCS5以下でお送りください。



協賛社名入れ可能サイズ : 幅180mm×高さ340mm

- ※紙のつなぎ目をまたぐデザインはずれが生じます事をご了承ください。
- ※フォントは全てアウトライン化して送付ください。
- ※成立後、データ入稿のフォーマットをお送りいたします。

※ 本大会やEXPOの規定に沿わない内容・表現がある場合は、内容の修正をご依頼する場合もございます。



みんなで作ろう! option協賛企画 C

EXECUTE OSAKA 2024

される。それかり

大阪著名人が集まる「等身大フォトパネル」 3 口以上で実現!

協 賛 費

協賛 1口:100,000円 (税別、消費税10%)

- 本企画は3口以上が集まった時点で成立し、上限6口までとなります。
- 不成立の場合は12月上旬予定の「出展料請求」までにお知らせいたします。
- EXPO出展社限定、先着優先とさせて頂き、売り切れ次第、受付は終了となります。

フォトパネルイメージ

「笑いの街 大阪の魅力」

「おおさかのエンタメ」で盛上げ、大阪の魅力を発信!大阪マラソンを応援する著名人の等身大パネルと一緒に写真撮影が出来るフォトパネルをご用意します。

※下記の著名人はイメージです。



▶ 大阪マラソンならではの著名人の起用を想定 *著名人は変更の可能性有り













etc..

協賛にあたり必要なご納品物

ご協賛と共に、【2024年1月17日(水)迄】に、下記のご納品をお願いいたします。 ご納品先:大阪マラソンEXPO出展事務局

- ▶ 【入稿データ】 ※データ入稿形式はイラストレーターデータCS5以下となります
- ※ 新規でのデザイン制作をご要望の場合、「大阪マラソンEXPO出展事務局」までご相談ください。<製作費別途>
- ※ 本大会やEXPOの規定に沿わない内容・表現がある場合は、内容の修正をご依頼する場合もございます。
- ※ 制作には約1カ月の期間が生じます。
- ▶ 【著名人について】
- ※ 著名人については今後調整となります。
- ※ 著名人を選ぶことはできません。
- ※ 吹き出しの台詞はフォトパネルの著名人からいただく台詞となりますので、指定はできません。



小間位置の決定について



決 定 基 準

会場レイアウト及び小間位置の割当て方法は、出展小間数・出展内容などを考慮し、主催者にて決定させていただきます。なお、小間位置の発表については、決定次第ご案内させていただきます。 ※出展社説明会にてオープンスペースゾーンの4小間未満の出展社の小間位置抽選会も実施予定です。



ロゴの使用について

出展社は『大阪マラソンEXPO2024』の呼称及びロゴについて、事前の告知活動に使用するツール (印刷物、マス媒体、インターネット等)において、「出展する・している」という表現でのプロモーション 活動のみに使用いただくことが可能です。

使用できるロゴ

「大阪マラソンEXPO 2024 ロゴ」および、 「めっちゃええやん! 大阪マラソンEXPO ロゴ」 が 使用できます



【大阪マラソンEXPO2024ロゴ】

- ロゴを変形させる、色を変える、他の文字やロゴと組み合わせて使用することはできません。
- 呼称及びロゴを商品化することや、会場での装飾物や造作物 に使用することはできません。



【「めっちゃええやん! 大阪マラソンEXPO」ロゴ】

使用できません



「大阪マラソン2024」のロゴや 「大阪マラソンに協賛しています」という呼称 などについては、大会協賛社のみが使用できるため、 「大阪マラソンEXPO 2024」のみ出展社は使用できま せんので、ご了承ください。

【大阪マラソン2024ロゴ】

呼称の使用について

使用できる告知



(例)

- ㈱○○は、大阪マラソンEXPO2024に出展いたします。 (※EXPO期間前(出展社説明会後)から開催期間中の告知が可能)
- ㈱○○は、大阪マラソンEXPO2024に出展いたします。

使用できない告知(例)



- × 大阪マラソンで役立つ△△(商品名)をブースにて販売いたします。
- × (株)○○は大阪マラソンEXPOのオフィシャルスポンサー(協賛企業)です。 →EXPOの宣伝ではあるが、大阪マラソンの文言が使用されているため、 NG表現となります。



出展申し込み方法



出展規約をご確認のうえ大阪マラソンEXPO2024Webサイトに掲載している「出展申込フォーム」に必要事項を記入いただき、お申し込みください。

※ 出展条件を満たさない企業や団体による出展申込みなど、大阪マラソンEXPO2024の開催趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合は、出展をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

申 込 締 切

申込書提出期限 2023年 11月17日(金)

※予定小間数に達した場合や出展スペースの都合で、締切前でも出展をお断りすることがあります。

出展料のお支払い

出展料は、大阪マラソンEXPO出展事務局からの請求書により指定された銀行口座に期日までにお振り込みください。なお、手形によるお支払いはお受けいたしかねます。また、振込手数料は出展社のご負担となります。

出展の変更又は取り消しについて

既に申し込まれた小間に対する変更又は取り消しについては、すべて書類にてその理由を明記し、主催者に提出してください。出展確定後の変更・取り消しについては、以下の取消料を申し受けます。

- 出展確定日~2023年12月1日(金)まで、小間料金の50%
- 2023年12月2日(土)以降、小間料金の100%
- ※ 出展社が出展料(小間料金)を未だ支払っていない場合は、ただちに上記の取消料を支払うものとします。
- ※ 出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えている場合は超過分を主催者より返金いたします。
- ※ 出展事務局の「出展確定書」メールの送付日が出展確定日となります。

出展申し込み後のスケジュール

出展確定~出展料請求 11月末日迄

出展確定、出展料 御支払い

- 出展が確定しましたら、「出展確定書」をメールにて送付いたします。
- 送付日が出展確定日となり、以降の出展取り消し・変更には、取り消し料が必要となりますので、ご注意ください。
- 出展確定後にマイページにログインいただき、請求書を発行ください。
- 請求内容をご確認のうえ、指定期日(2023年12月末日)迄に出展料のお振込みをお願いします。

出展社説明会の実施 12月中旬頃(予定)

出展社資料の配布

● 会場レイアウトや出展準備に必要な情報や出展規則を掲載した出展マニュアルや提出書類、そのほか出展 準備に必要な書類などを配布いたします。

提出書類締切
1月中旬頃(予定)

各種提出書類提出

- ●搬入出や施工、各種工事など、出展に必要な書類を提出していただきます。
- 有料のオプション工事やレンタル備品をお申込みの場合は、請求内容をご確認のうえ、指定期日までに 費用のお振込みをお願いします。

2月22日(木) 2月23日(全)•24日(設営・準備

※一部の大小間出展社は2月21日(水)午後以降を予定

2月23日(金)・24日(土) 大阪マラソンEXPO 2024開催

出展申込先

応募フォーム

https://amarysjtb.jp/omexpo/



お問い合わせ

大阪マラソンEXPO出展事務局

Eメール ome@bcn.shinto-tsushin.co.jp

TEL 06-7777-1186

(受付時間10:00~17:00/土・日・祝日・年末年始を除く)



出展規約



1 出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申し込み方法に従ってお申し込みください。主催者はこれを審査の上、展示会の主旨に適合するものと考えられる出展物を展示する出展希望者に対してのみ、「出展確定書兼請求書」を発行いたします。出展社と主催者との出展契約は、この「出展確定書兼請求書」を発送した時点をもって成立するものとします。

2 出展料の支払い

出展社は「出展確定書兼請求書」に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了してください。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は、出展契約を解除することがあります。

国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が展示会開催後 であっても、出展料は全額を開催前にお支払いください。

出展社は、主催者または出展運営関係者に支払うべき付帯費用(追加電気代等)があるときは、指定された期日までに支払いを完了してください。

3 出展の変更・取り消し

出展の取り消し又は出展申し込みに際して申し込んだ展示スペース(以下、「小間」といいます)の変更については、すべて書類にその理由を明記し、主催者に提出してください。 出展確定後の取り消し・変更については、書面の主催者への到達日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けます。

- ア)出展確定日~2023年12月1日(金)まで=小間料金50%
- イ) 2023年12月2日(土)以降=小間料金100%
- ※ 出展事務局の「出展確定書兼請求書」発送日が出展確定日となります。

出展社が、上記相当金額を取り消しの時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

出展社が、変更及び取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、主催者は超過分を返金させていただきます。

4 招聘保証

主催者はいかなる理由があっても、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由 書を出展社に対して発行することはできません。

5 査証の取得

海外の出展社が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要 書類は出展社の責任において作成、手続きを行ってください。この書類作成について、 主催者は、「出展確定書兼請求書」以外の書類を発行することはできません。

また、日本国大使館又は領事館から査証が発給されず、出展社が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

6 小間の転貸などの禁止

出展社は、契約した小間を主催者の書面による承諾なしに、小間の全部又は一部を転貸 、売買、交換又は譲渡することはできません。

7 小間位置の決定

小間位置の決定方法は、小間数、出展内容等を考慮のうえ、主催者の一任とさせていただきます。

出展社は、主催者が割り当てた小間位置に対して異議を申し出ることはできません。

8 小間の使用方法

- (1) 宣伝・営業活動はすべて小間の中で行ってください。インテックス大阪敷地内の小間以外のスペースや、会場アクセス駅からの来場者導線等を使用した宣伝活動や、通路上に施設や表示などを設けることはできません。また、出展社は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- (2) 出展社は他の小間に隣接している場所では、隣接する小間を妨害する形で自 社の小間を施工しないことに同意するものとします。隣接の小間から苦情が 出た場合、主催者は展示会運営上小間の装飾に変更が必要であるかどうかを 判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出展社はその判断に従い、 装飾を変更してください。
- (3) 装飾物の高さは、後日主催者から出展マニュアルにより通知される範囲内にて行ってください。装飾物などはいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。また、天井構造は防災措置の作動障害となるため、住之江消防署より禁止されています。ただし、商品の特性上やむを得ない場合は、直接住之江消防署に確認のうえ、主催者の請求する必要書類を提出してください。
- (4) 主催者は、音・操作方法・材料又はその他の理由から問題があると思われる 展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的に適合しない 展示物を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印 刷物及び主催者が問題があると考える性質のものすべてに及ぶものとします。
- (5)(2)及び(4)の制限又は撤去を行ったことによる費用はすべて出展社の負担となります。また、その際これらの変更・制限によって生ずる一切の損失・損害に関して、主催者は何らの責任を負いません。
- (6) 出展社は、展示期間中、主催者指定の出展社証を着用のうえ、必ず小間内に 常駐し、来場者への対応、出展物の管理にあたってください。

9 出展品目・条件

- (1) 出展品は「出展条件」に定められた出展品目に限定します。また、「出展条件」に定められた出展品目であっても、主催者が不適合と判断した場合は出展できません。
- (2) 主催者は、(1)の規定に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該 出展品の撤去を求めることができます。なお、出展社が主催者の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

10 保証条項

出展社は主催者に対し、大阪マラソンEXPOの出展品又はこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

11 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を 払いますが、出展物の管理責任は出展社にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失 または損害について主催者はその責任を負いません。

出展社は出展物に対し、その輸送及び展示期間中を通じて必要な保険を付し、その他保護のための適切な処置を講じてください。

12 出展物等の設置および撤去

- (1) 出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者からの出展マニュアルにより通知される時間内に行ってください。小間内の出展物設置は、大阪マラソンEXPO開会の前日(2024年2月22日)午後9時までに完了してください。EXPO開会の前日(2024年2月22日)午後9時までに自社小間が占有されていない場合、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、主催者は、出展料の返金はいたしません。
- (2) 主催者は出展社の施工方法、安全対策、資材保管などの内容に関知しません。 出展社各自で施工管理を行ってください。また、インテックス大阪施設利用 時の注意事項を遵守し、安全第一で作業を行ってください。
- (3) 会期中(2024年2月23日、2月24日)の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展 社は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行ってください。
- (4) 出展物の輸送・搬入・展示・販売・撤去など、出展社の行為に属する費用は すべて出展社の負担となります。
- (5) 小間内の出展物及び装飾物等(廃棄物・ゴミ含む)は、会期最終日午後10時までに撤去し、現状回復を行ってください。回復が十分でない場合や、期間内に撤去・回復が完了しないために主催者がこれを代行したときは、撤去・回復に要した費用は出展社の負担となり、主催者よりその費用を請求します。
- (6) 出展マニュアルにより通知される時間外で作業を行いたい場合、事前に主催者への申し出が必要となります。またその場合、時間外作業費を徴収いたします。



出展規約



13 会期中の車両制限

会場周辺は、駐車場が少なく渋滞が予想されます。警察当局の指導により、会期中の車両の乗り入れは、事前申請された出品物及び展示物などの搬入のための車両のみとします。出展社関係の方々のマイカーによる出退勤はできません。公共の交通機関をご利用ください。

14 写真撮影および模写等

主催者及び当該出展社の許可なく、出品物及び展示物の撮影・模写・測定はできません。

15 工事区分

(1) 電気設備

1小間に付き、1kw/100Vまでのコンセント1箇所(2口)、及び蛍光灯(2灯)の電気工事は、主催者側にて行います。それ以外で電気を使用する場合や電気容量を追加する場合の幹線工事及び小間内電気配線工事と電気使用料は、出展社の負担となります。

(2) 給排水設備

給排水設備は原則不可とします。

(3) 裸火(ガス)使用

ガス等火を使用する設備は原則不可とします。展示品が該当する場合はその内容を審査したうえで許可する場合があります。

16 食品衛生関係

飲食料品の取り扱いについては、個別包装がされており、食品表示法の基準を満たしているものに限り、サンプリングは認めますが、会場内での試飲・試食は禁止します。食品販売については、品目により保健所への届出・許可が必要な場合があり、その際は、保健所指導に従ってください。保健所指導によりかかる費用はすべて出展社負担となります。また、出展社は十分な食品衛生管理に責任を持つものとします。

17 酒類販売の諸注意

酒類販売については、税務署への届出・許可が必要です。また、封を開封した状態で販売したり、カップに移し替えて販売することは禁止します。出展社は、酒類を販売する際、未成年者への酒類販売防止に責任を持ち、飲酒運転防止に努めるものとします。

18 契約の解除

- (1) 主催者は「出展確定書兼請求書」を発行した後でも出展社に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。
 - ア)指定された期日までに出展料の支払いがなされない場合。
 - イ)本規約の項目の一つにでも違反した場合、かつ、その是正についての主催者 の指示に従わない場合。
 - ウ)出展社の出展品が出展規約 **10** の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合。
 - エ)その他、大阪マラソンEXPOの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。
- (2) 主催者から前項の解除通知がなされた場合、出展社は以下の事項を異議なく 承認するものとします。
 - ア)大阪マラソンEXPO開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに出展ブースでの活動を中止すること。また、主催者が指定する時間に、自己の費用で出展物を撤去して、小間を原状に復すること。
 - イ)主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。
 - ウ)解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害 を賠償すること。
 - エ)出展社が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償等 を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。
- (3) 主催者は、本項(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する公式の印刷物、公式ホームページ、会場内掲示について出展社の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

19 損害賠償

- (1) 出展社は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は 展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償する ものとします。
- (2) 出展社は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた 訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費及び損害賠償について主催 者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
 - ア)出展社の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展社とともに被告とされた場合を含む)。
 - イ) 前述ア)の訴訟において、主催者が判決、又は裁判上若しくは裁判外の和解に おいて損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、主催者は出展社の 意思に拘束されないものとします)。

20 展示会の開催中止

主催者は、地震・風水害・降雪・火災・事件・事故・疫病(新型コロナウイルスを含む)等、主 催者の責によらない事由により、展示会開催の中止又は開催時間の短縮をすることが あります。展示会が中止となった場合、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却さ せていただきます。これ以外に出展社側の準備等に要した経費等(出品物・装飾品・備品 ・人件費など)については、主催者は一切補償いたしません。

21 規約の遵守

出展社は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展社は主催者が定めるすべての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

22 準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。

23 使用言語

本契約の使用言語は、出展社が日本所在の企業である場合は日本語とし、それ以外は英語とします。

24 規定の変更

主催者は、必要とみとめた場合には、会期及びこの規定の一部を変更することがあります。

25 合意管轄裁判所

本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。